第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

第六号様式別表五の二の三記載要領１中「この計算書は、」の下に「法第72条の21第１項第１号から第３号、」を加え、「第８項まで若しくは第12項」を「第７項まで」に改め、同様式別表五の二の三記載要領３中「法附則第９条第12項」を「法第72条の21第１項第３号」に、「同項」を「同号」に改め、同様式別表五の二の三記載要領３を同様式別表五の二の三記載要領４とし、同様式別表五の二の三記載要領２中「法附則第９条第４項」を「法第72条の21第１項第２号」に、「同項」を「同号」に改め、同様式別表五の二の三記載要領２を同様式別表五の二の三記載要領３とし、同様式別表五の二の三記載要領１の次に次の記載要領を加える。

２　法第72条の21第１項第１号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表五の二の四記載要領１中「第72条の21第３項」を「第72条の21第５項」に改める。

第六号様式別表六記載要領２中「附則第９条第13項」を「附則第９条第11項」に改める。

第六号様式別表七の表中「法附則第９条第10項の控除収入保険料⑧」を「法附則第９条第９項の控除収入保険料⑧」に改める。

第六号様式別表八の表中「課税標準額の計算」を「課税標準の計算」に、「法附則第９条第11項に係る控除額⑲×$\frac{1}{2}$　⑳」を「法附則第９条第10項に係る控除額⑲×$\frac{1}{2}$　⑳」に、「差引後課税標準額⑲－⑳　㉑」を「差引後課税標準⑲－⑳　㉑」に改める。

第六号様式別表九記載要領３中「第57条第２項に規定する適格合併等、同条第５項に規定する適格合併等又は同法第58条第２項に規定する適格合併等を行った」を「第57条第２項若しくは第４項若しくは同法第58条第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第57条第２項若しくは第５項若しくは同法第58条第２項の規定の適用を受ける」に改める。

第六号様式別表十記載要領４中「第57条第２項に規定する適格合併等、同条第５項に規定する適格合併等又は同法第58条第２項に規定する適格合併等を行った」を「第57条第２項若しくは第４項若しくは同法第58条第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第57条第２項若しくは第５項若しくは同法第58条第２項の規定の適用を受ける」に改める。

第六号様式別表十一の表中「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等の控除明細書」を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書」に改め、同様式記載要領３(1)及び(2)中「受けようとする法人」の下に「又は同条第３項の規定の適用を受けようとする法人」を加え、同様式記載要領５を同様式記載要領６とし、同様式記載要領４の次に次の記載要領を加える。

５　「㉘、㉛又は㉜のうち最も少ない金額㉞」及び「㉘、㉙又は㉝のうち最も少ない金額㉟」の欄は、法人が法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合は、「㉘、」をまっ消すること。